

介護予防訪問リハビリテーション「加算チェックシート」

点検項目	点検事項	点検結果	
算定の基準	通所が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行っている当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	当該医師の診療の日から3月以内に実施、一回当たり20分以上、1週に6回を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	
算定の基準（例外） （事業所の医師による診断を行わない場合）	利用者が、事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている	<input type="checkbox"/> 該当	1回につき20単位減算
	その計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修を修了している	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業所の医師がやむを得ず診療できない場合に、その計画的な医学的管理を行っている別の医療機関の医師からの情報をもとに、事業所の医師及びPT、OT又はSTが訪問リハビリテーション計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	事業所の医師の指示に基づき、PT、OT又はSTが指定訪問リハビリテーションを実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	別の医療機関の医師による情報提供の基礎となる診療の日から3月以内に実施。また少なくとも3月に1回は、別の医療機関の医師に対して訪問リハビリテーション計画等について情報提供	<input type="checkbox"/> 該当	
主治医が一時的に頻回の訪問リハビリの指示を行った場合	主治医（老健施設施設・介護医療院の医師を除く）が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合、その指示の日から14日に限り、訪問リハビリテーション費は算定しない	<input type="checkbox"/> 該当	医療保険の給付対象となる
同一建物居住者への提供	「同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物」もしくは「同一建物」に居住する利用者にサービス提供しており、その利用者が一月当たり50人未満。 （老人ホーム、サービス付高齢者住宅等に <u>限らない</u> 。通常の集合住宅などを含む。）	<input type="checkbox"/> 該当（10%減算）	
	前項の利用者が、一月当たり50人以上	<input type="checkbox"/> 該当（15%減算）	
利用者が20人以上居住する建物への提供	同一の建物に、利用者が一月当たり20人以上居住する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅に限らない。同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、サービス提供している	<input type="checkbox"/> 該当（10%減算）	

点検項目	点検事項	点検結果	
短期集中リハビリテーション実施加算	起算日より3月以内に実施	<input type="checkbox"/> 200単位	
	起算日より1月以内に実施の場合はおおむね週2日以上、1日あたり40分以上実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	起算日より1月を超え3月以内に実施の場合はおおむね週2日以上、1日あたり20分以上実施	<input type="checkbox"/> 該当	
リハビリテーションマネジメント加算	利用者の興味・関心、身体の状態、家屋の状況、家屋内におけるADL等の評価	<input type="checkbox"/> 実施	H30.3.22厚労省課長通知様式1
	事業所の医師、PT、OT、STによるアセスメント及びリハビリテーション計画書の作成	<input type="checkbox"/> 実施	H30.3.22厚労省課長通知様式2-1、2-2
	利用者又はその家族に対する計画内容の説明、利用者からの同意	<input type="checkbox"/> 実施	
	計画に基づくリハビリの実施、利用者の状態の定期的な記録	<input type="checkbox"/> 実施	
	事業所の医師が、訪問リハビリテーションの実施に当たり、PT、OT又はSTに対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず中止する際の基準、利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行っている。	<input type="checkbox"/> 実施	
	指示を行った医師又は指示を受けた、PT、OT又はSTが、当該指示の内容が上段の基準に適合するものであると明確にわかるように記録	<input type="checkbox"/> 実施	
	初回はサービス提供開始から概ね2週間以内、その後は概ね3月ごとに訪問リハビリテーションの進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを実施	<input type="checkbox"/> 実施	H30.3.22厚労省課長通知様式2-1、2-2
	PT、OT又はSTから、介護支援専門員を通じ、その他サービス事業者に、利用者の日常生活の留意点や介護の工夫等の情報を伝達	<input type="checkbox"/> 実施	
	サービス終了する前にリハビリテーション会議を実施	<input type="checkbox"/> 実施	1月前以内が望ましい
	終了時に介護支援専門員、計画的な医学的管理を行っている医師へ情報提供	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
事業所評価加算	リハビリテーションマネジメント加算を算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	前年の1月から12月まで(評価対象期間)の利用実人員が10名以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	評価対象期間におけるリハビリテーションマネジメント加算を算定した実人員数を、利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当	
	②を①で除して得た数が0.7以上 ①評価対象期間内に、リハビリテーションマネジメント加算を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数 ②要支援状態区分の維持者数 + 改善者数 × 2	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算	勤続年数3年以上のPT、OT又はST	<input checked="" type="checkbox"/> 一名以上配置	